

平成24年(フ)第5715号

破産者 大石 勝也

平成25年3月11日

東京地方裁判所民事第20部 特定管財7係 御中

破産管財人 柴 田 祐 之

## 破産法157条による報告書

### 第1 破産手続開始に至った事情

平成24年5月9日付の債権者申立による破産手続開始申立書記載のとおりである。すなわち、破産者は平成8年6月1日ないし平成10年1月5日の間、および、平成15年6月5日ないし平成20年3月31日の間、株式会社安愚楽牧場(以下、「安愚楽牧場」という。)の取締役を務めていたが、安愚楽牧場は平成23年8月9日に御庁に対して民事再生手続開始申立てをするに至り(平成23年(再)第61号)、その後の同年12月9日には破産手続開始決定がなされた。そのため破産者は、安愚楽牧場が運営する和牛預託オーナー制度に応じて金銭を支出した債権者らに対する不法行為等に基づく損害賠償請求債務を負っており、これを支払うことが不可能になったとして、破産の申立てがなされ、平成24年9月19日、破産手続開始決定を受けたものである。

### 第2 破産者及び破産財団に関する経過及び現状

#### 1 破産財団の状況等

破産財団の現況は、別紙「財産目録及び収支計算書」記載のとおりであり、破産財団の現在残高は1280万2875円である。

#### 2 資産換価の状況等

##### (1) 預金

破産者名義の預金は解約済みである。

##### (2) ゴルフ会員権

ゴルフ会員権は会員権業者を通じて売却処分している。

(3) 不動産

破産者の自宅マンションは、当該物件の築年数が古く、立地も悪いこと等から、相当安価な査定価格が出ており、オーバーローン状態にあることが明らかである。今後も、相応額での買受を希望する者が現れる見込みは存しないことから、破産財団から放棄する。

第3 手続の進行について

引き続き破産者の資産調査等を行う。

以上

平成24年（フ）第5715号  
 破産者 大石 勝也  
 破産管財人 柴田 祐之

財産目録及び収支計算書

(開始決定日：平成24年9月19日)

資産部分 開始決定日現在  
 収支計算部分 開始決定日～平成25年3月11日

【資産及び収入の部】

単位：円

番号	科目	簿価又は 申立書記載額	収入	備考
1	現金	—	0	
2	預貯金		1,171,113	
	埼玉りそな銀行熊谷支店 【普通 3524257】	—	574,371	
	横浜銀行日吉支店 【普通 1065293】	—	566,726	
	横浜銀行日吉支店 【貯蓄 1180697】	—	25,826	
	三井住友銀行 銀座支店 【普通 3795444】	—	4,190	
3	ゴルフ会員権		68,500	
	オリンピックカントリークラブ レイクつぶらだコース	—	68,500	
4	車両		1,630,000	
	車両番号：熊谷300め2798 車台番号：GRX130-6018685	—	1,630,000	
5	不動産（建物）	—	0	
	■土地 所在：熊谷市村岡（元手島村飛地）字西入会 地番：2168番、地目：宅地、地積：2668.79㎡外16筆 ■一棟建物の表示 所在：熊谷氏村岡（元手島村飛地）字西入会2168番地外 建物の名称：ダイヤパレスリバーコート熊谷 構造：鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根11階建 床面積：1階 2046.31㎡外 ■専有部分の建物の方時 家屋番号：村岡（元手島村飛地）2168番の704 建物の名称：704、種類：居宅 構造：鉄骨鉄筋コンクリート造1階建 床面積：7階部分66.45㎡	—	0	オーバーローン物件 破産財団より放棄
6	預金利息	—	687	
資産合計			2,870,300	
破産申立予納金【平成24年（フ）第5715号】			9,987,170	
財団合計			12,857,470	

【支出の部】

単位：円

番号	科目	支出	備考
1	管財事務費用	54,595	
合計		54,595	

【公租公課】

1	市県民税	580,000
2	固定資産税・都市計画税	40,000
3	国民健康保険税	444,000

計 金1,064,000円

差引残高 金12,802,875円